

令和5年度の「生活習慣病予防健診」及び「特定健診」のご案内

協会けんぽでは、ご加入の皆さまの健康保持・増進のため、年に1度、健診費用を補助しています。

自覚症状なく進行し、深刻な病気につながる生活習慣病を防ぐことを目的とした健診であり、被保険者（ご本人）の方は「生活習慣病予防健診」、被扶養者（ご家族）の方は「特定健診」を利用できます。



生活習慣病予防健診 (対象:35~74歳の被保険者(ご本人))

健診費用の**約7割**を協会けんぽが負担!

胃・大腸など「**がん検診**」もセットで充実!

総額最高 **18,865円**が **なんと...** **自己負担 5,282円**
(令和5年4月から)
※令和5年度から自己負担額を引き下げます。(3月までは、7,169円)

労働安全衛生法に基づく定期健診項目に加えて、
がん検診(胃・大腸・乳・子宮頸がん)がセットで受けられます。

申し込み方法

①受診したい健診機関へ予約



生活習慣病予防健診を受診したいのですが...

②予約した健診機関で受診



受診日当日は
保険証等を
忘れずに!



健診機関一覧はこちら

特定健診 (対象:40~74歳の被扶養者(ご家族))

健診費用のうち、
協会けんぽが**最高7,150円**補助します!



自己負担 **無料** ~ **2,332円**
(実施機関によって異なります)

申し込み方法

①受診券(セット券)を受け取る



受診券は4月ごろに
被保険者の住所に届きます

②集団健診か個別での
受診かを
選んで予約



もしも...

③予約した健診機関で受診



受診日当日は
保険証と受診券を忘れずに!

健診を受けたあとは、特定保健指導を受けましょう!

対象の方のみ

健診結果からメタボリックシンドロームのリスクがあると判定された方へ、保健師・管理栄養士による無料の特定保健指導を行っています。

対面だけでなくオンラインでの面談も可能ですので、気軽に受けることができます。

例えば...

よく噛んで食べる

普段から階段を使う

甘い飲み物を控える

など

今の生活習慣などをお伺いして、**無理のない目標**を設定!
生活習慣を見直すチャンスです!



退職後の健康保険のご案内

退職後の健康保険には、協会けんぽの健康保険を任意継続する以外にもいくつか選択肢があります。
毎月支払う保険料などを比較したうえで、次に参加する健康保険の加入手続きを従業員の方に案内してください。



任意継続の保険料額

任意継続の保険料額は在職時の約2倍です（保険料の上限あり。40～64歳の方は介護保険料が上乗せされます）

任意継続の加入手続きの
注意点は2つ
(いずれも満たす必要があります)

- 1 退職日までに被保険者期間が継続して2か月以上あること
- 2 退職日の翌日から20日以内に加入手続きをすること
(郵送での提出にご協力ください。退職日の翌日から20日以内に必着)



保険証は速やかな回収・返却をお願いします

退職日の翌日以降、それまで使用していた保険証は使えなくなります。

従業員の方が退職された際は、家族の方の保険証もあわせて速やかに回収し、「被保険者資格喪失届」に添付のうえ、日本年金機構大阪広域事務センターまたは管轄の年金事務所へ送付してください。

電子申請の場合は、手続き後すぐに保険証を送付してください。

返却が遅れた場合、ご本人様に保険証が返却されていない旨の文書が届く場合があります。



保険証が回収できない場合は「健康保険被保険者証回収不能届」の提出が必要になります。「資格喪失届」等に添付して、大阪広域事務センターまたは管轄の年金事務所にご提出ください。

「健康保険被保険者証回収不能届」を提出した後に保険証を回収した場合は、加入していた協会けんぽの都道府県支部に郵送してください。

……【お問合せ先】任意継続:業務グループ(TEL 073-421-3102) / 保険証回収:レセプトグループ(TEL 073-435-0222) ……

